

別記様式第 11 の 3（第 43 条の 11 関係）

地区計画の区域内における行為の変更届出書

平成 年 月 日

大町市長

届出者 住所

氏名

(電話番号)

印

都市計画法第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 平成 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 平成 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 平成 年 月 日

備考

1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

受付欄	
変更前の届出書の 受付番号	

地区計画等の区域内における行為の変更届出書について

～届出の手続き～

- 1 届出期間は変更に係る工事着手の30日前までとなっています。なお、計画変更確認申請を伴う場合には、確認申請前に届出の手続きを行ってください。
- 2 担当課に2部提出してください。

～届出が必要な行為と添付図書～

次の図面のうち変更に係るもの（担当課にご相談ください。）を添付してください。また、図面には、「変更に係る部分」及び「その部分が地区整備計画の建築物等の制限に適合している状況」を明記してください。

届出に係る行為	添付図書
土地の区画形質の変更	位置図、設計図 委任状（*6）
建築物の新築、増設、移転 （*1）	位置図、配置図、緑化施設平面図（*6） 平面図、立面図（*7）、委任状（*5）
工作物の建設	位置図、配置図、緑化施設平面図（*6）、 平面図、立面図（*7）、委任状（*5）
建設物等の用途の変更 （*2）	位置図、配置図、緑化施設平面図（*6）、 平面図、立面図（*7）、委任状（*5）
建築物等の形態又は意匠の変更 （*3）	位置図、配置図、立面図（*7）、 委任状（*5）
木竹の伐採 （*4）	位置図、区域図、施工図、 委任状（*5）

備考

- *1 確認申請を伴わない増築等も含みます。
- *2 「地区整備計画」で「建築物の用途の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。
- *3 「地区整備計画」で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。
- *4 「地区整備計画」で「樹林地等の保全に関する事項」が定められている場合のみ届出が必要です。
- *5 委任された設計者等の連絡先を記入してください。
- *6 緑化施設平面図は、「地区整備計画」で「建築物の緑化率の最低限度」が定められている場合のみ必要です。
- *7 立面図は2面以上必要です。